

○東海国立大学機構組換え DNA 実験規程

(令和 2 年 4 月 1 日機構規程第 73 号)

(趣旨等)

第 1 条 この規程は、東海国立大学機構(以下「機構」という。)において、組換え DNA 実験を計画し、実施する際の安全を確保するため、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成 15 年 6 月 18 日法律第 97 号)並びに研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令(平成 16 年 1 月 29 日文科科学省・環境省令第 1 号)及び研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令の規定に基づき認定宿主ベクター系等を定める件(平成 16 年 1 月 29 日文科科学省告示第 7 号)に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第 2 条 この規程は、機構において実施されるすべての組換え DNA 実験の取扱いに適用される。

2 機構が設置する国立大学(以下「大学」という。)における組換え DNA 実験の取扱いについての詳細は、この規程のほか、大学の定めるところによる。

(機構長の責務)

第 3 条 機構長は、機構における組換え DNA 実験の取扱いに関する業務を総括する。

(雑則)

第 4 条 この規程に定めるもののほか、機構における組換え DNA 実験の取扱いに関し必要な事項は、機構長が別に定める。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。